

「無鑑査集金」に関する規定

(お客様控)

第一条 この集金方法は預金の預け入れに御利用願うもので、ご本人の指定した預金口座にご入金の際には必ず当組合所定の「集金専用カバン」を御使用ください。この規定の他、それぞれ該当する預金規定により御入金の取り扱いを致します。

第二条 集金専用カバンには現金・小切手などに添えて、氏名・金額・口座番号を記入した収入伝票を入れ、必ず施錠のうえ当組合の担当職員にお渡し下さい。

第三条 当組合は集金専用カバンをお預かり致しますと、所定の受取書にカバンNo.を記し受領印を押捺します。御入金は開錠する日の収納金として入金処理いたします。

第四条 当組合は保管している副鍵で、営業日の一定時間に集金専用カバンを開錠し、その中の現金・小切手等を同封の収入伝票に記入された金額と照合して、相違がないと認めた時に入金されたものとします。

前項の場合において入金額が収入伝票と相違する場合には、当組合で確認した金額を以って入金額といたしますが、この場合は、その旨をお客様に御連絡致します。又、代金取立手形として別途入金すべき小切手類が混入されていた場合には、取立済後に指定口座へ御入金いたしますので、ご記入された収入伝票の金額に違いが生じる場合があります。(混入された小切手類は「預り証」を発行し取立をしますが、その際に取立手数料を頂戴する場合がございますので御承知おきください)

第五条 集金専用カバン及び正鍵の保管には十分ご注意をお願いいたしますが、万一の紛失や壊れた際には、直ちに当組合へ通知してください。

第六条 集金専用カバン及び正鍵は、他に転貸や譲渡することは出来ません。

第七条 この定めに違反してご使用になった為に生じた損害については、当組合はその責を負いません。

第八条 この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

なお、変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上